

質問回答書

都市建設部都市計画課

飯塚市都市計画基本方針等策定支援業務委託の提案について、質問書の提出がありましたので、つぎのとおり回答いたします。

番号	該当箇所	質問	回答
1	実施要領3頁(6)	「同種業務」「類似業務」とは具体的にはどのような業務になりますでしょうか。	同種業務：都市計画マスタープラン策定（支援）業務 類似業務：まちづくりに関する都市全体に係る構想・計画等の策定（支援）業務（例：地方版総合戦略等）
2	実施要領3項(6)	「過去に本業務と同種又は類似業務（都市計画マスタープラン等）について、国、地方公共団体等と契約実績があること。」と記載がありますが、地方公共団体等の等には何が含まれるのでしょうか。	地方公共団体以外は想定しておりません。
3	実施要領6項(6)(ウ)	「本編はA4版、横書き・・・」と記載がありますが、A4版の横向き横書きで構わないでしょうか。	本編は、A4版、縦向き、横書きを基本とし、必要に応じ、A4版、横向き、横書きを可とします。
4	実施要領5項6(2)	「表明書を持参する際は、事前に下記の連絡先へ・・・」と記載がありますが、連絡は持参当日でも構わないでしょうか。同様に6項(3)の提案書の提出についてもお聞きします。	表明書及び提案書についての事前連絡は持参当日でも構いません。
5	実施要領6項(3)	提出方法で、「・・・飯塚市が指定する日時に持参すること。」と記載がありますが、例えば、6月28日(金)に提出を予定していても、前倒しの日程になることもあるということでしょうか。	表明書及び提案書の提出については、基本、担当者への手渡しを予定しておりますので、事前にご連絡をいただき、できる限り事業者の方の希望される日時に合わせ調整をさせていただきます。

6	実施要領6項(6)(キ)	『正本にのみ代表者印の押印をすること』と記載がありますが、代表者印に社名が入っていますが、宜しいでしょうか。それとも代表者の私印を押印するということでしょうか。見積書(正本)についても同様の質問をいたします。	提案書及び見積書の正本については、代表者印に社名が入っていても結構です。
7	仕様書7項7	委託料の支払いについてで、「年度毎に一括して業務委託料を支払う。・・・」と記載がありますが、年度毎の支払いに対する成果物(出来高)についてのお考えをお教え下さい。	年度毎の正確な成果品については、委託業者確定後の打合せにて決定させていただく予定ですが、おおまかには、仕様書7頁6. 成果品をご参照ください。
8	実施要領7項(7)	見積書(副本)には技術提案書(副本)同様に会社名やロゴマークなど事業者名が判別できる表示はしないことよろしいでしょうか。	見積書(副本)については、会社名やロゴマークなど事業者名が判別できる表示であっても構いません。
9	仕様書3頁	都市計画マスタープランにおいて、「住民説明会を開催し、意見交換を行う。」とありますが、回数の想定はありますか。	都市計画マスタープランにおける住民説明会の開催については、1地区1回とし、4~5回を予定しています。現行計画の12地域から4~5地域程度に統合する予定です。
10	仕様書5~7頁	用途の見直し及び都市計画道路の見直しについて、用途地域の変更箇所及び都市計画道路の変更箇所の想定はありますか。	想定はありません。検証・分析結果をもとに変更を行います。
11	実施要領6頁(6)	提案書の表紙・目次について、A4版20ページには含まれないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、本編は、表紙・目次を除いて20ページ以内とします。
12	実施要領6頁(6)	A3版について、片面で2ページ相当という理解でよろしいでしょうか。	A3版については、片面印刷をお願いします。ページ数のカウントは1ページ分としてカウントすることとします。
13	実施要領4頁	一次審査と二次審査について、どちらも実施要領4ページの評価項目を用いて2度審査するという理解でよろしいでしょうか。また、その場合、一次審査の点数は二次審査に持ち越さないという理解でよろしいでしょうか。	一次審査と二次審査は同じ評価項目を用いて2度審査しますが、業務履行能力(No.1-3)、見積書(No.15)については、一次審査の点数をそのまま二次審査に利用します。また、プレゼンテーション(No.14)については、二次審査のみに利用します。

14	実施要領	プレゼンテーションで投影するものは、提案書の内容をプレゼンテーション用としてアレンジしたものをういてよろしいでしょうか。	はい、結構です。
15	仕様書業務内容	既存資料として、過去及び最新の緑被図や緑被面積の集計データなどはございますか。	最新データとして、平成28年度都市計画基礎調査のデータとなります。
16	仕様書業務内容	現行の都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の目標年次は2026年となっていますが、今回の業務で大きく作り変えるという理解でよろしいでしょうか。	今回の業務では、都市計画マスタープラン及び緑の基本計画では、全面的な改訂を予定しており、令和4年度からの10年間を見据えた策定となります。
17	仕様書業務内容	用途の見直しについて、これまで同様に市全体の用途地域を見直したことはありますか。ある場合は、報告書pdfデータの提供もしくは印刷物の借用は可能でしょうか。	平成23年に全市的な見直しを行っております。業務契約後の資料等の貸与は可能です。